

## 「交流コンテナ」の運営及び利用者の義務に関する規定

### (目的)

第1条 この規定は、交流コンテナの運営及び利用者の義務に関し必要な事項を定めるものである。

### (利用時間)

第2条 交流コンテナの利用時間は、わいわい!!コンテナ2の開館日の10時～18時の間とする。但し、当該利用が佐賀市及びユマニテさがが中心市街地の活性化に寄与するものであると認めた場合は、この限りではない。

### (利用料)

第3条 利用料は、2時間500円とし、申込時に完納しなければならない。また、キャンセルは、3日前までにユマニテさがに届け出る事。それ以降のキャンセルについては利用料の返金はしないものとする。但し、当該利用が佐賀市及びユマニテさがが中心市街地の活性化に寄与するものであると認めた場合は、別に定める減免申請により利用料を減免する事ができる。

### (利用者の遵守事項)

第4条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 佐賀市まちなか再生会議及び佐賀市、ユマニテさがが行う各種事業（イベント）に積極的に協力すること。
- (2) 利用後は備品等の原状復帰、ゴミ箱は利用者が用意し処理する事。
- (3) 交流コンテナ内の清掃並びに整頓を行なうこと。
- (4) 利用中は交流コンテナを占有せずに、PRも兼ねて多くの方に参加していただけるような工夫をすること。
- (5) わいわい!!コンテナ2の敷地内は禁煙とする。
- (6) 交流コンテナ内では火気を使用しないこと。但し、当該利用が佐賀市及びユマニテさがが中心市街地の活性化に寄与するものであると認めた場合は、この限りではない。
- (7) その他交流コンテナの運営上、不適當な行為をしないこと。
- (8) 施設を損傷し、汚損し、又は亡失したときは、直ちにスタッフ届け出ること。
- (9) 騒音又は大声を発する等他人、近隣に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (10) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがある行為をしないこと。

2 ユマニテさがは、利用者が前項の規定に違反した場合は、利用者に対して指導を行うものとし、改善されない場合は利用の中止を命ずることができる。

(利用申込)

第5条 利用者は、利用予定日の3ヶ月前から利用申し込みができるものとし、利用申込書に必要事項を記入の上、利用料を添えてユマニテさの受付窓口へ提出すること。

(利用取消)

第6条 利用者は、交流コンテナの利用を取り消す場合は、利用予定日の3日前までにユマニテさがに届け出なければならない。

(行為の承認)

第7条 利用者は、次に掲げる場合は、ユマニテさがの承認を受けなければならない。

- (1) 特別の設備（既存の設備に造作を加えないものに限る。）を設置する場合。
- (2) その他交流コンテナの運営に影響があると見込まれる行為を行う場合。

(損傷及び滅失の届出)

第8条 交流コンテナの施設や附属設備等を破損し、又は滅失した場合は、直ちにその旨をユマニテさがに届け出て、その指示に従わなければならない。

(その他)

第9条 この規定に定めがない事項については、ユマニテさがと利用者が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この規定は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年7月1日から施行する。